

労働者協同組合 法人格を取得するまで

The road to get certified

労働者協同組合法は、神奈川県W.Co連合会が全国の仲間と共に、長い間をかけてようやく成立・施行にこぎつけたワーカーズ・コレクティブに一番近い法人格を規定するものです。『みんなで出資して、みんなで意見を出し、みんなで働く』ということが、法律として裏打ちされたということです。堂々と胸を張って広げていきましょう！

今回は、Lavoriと
キャリアの法人格取得までの
道のりを紹介します。

W.Co Lavoriの場合

法人格なしから労働者協同組合へ

基本情報

- 設立2017年1月 ● メンバー数 41名
- 主な事業 神奈川の生活クラブ生活協同組合の組合員に向けた家事代行サービスの委託

★ START ★

1.きっかけ

2019年からの3か年計画の策定の際に、労働者協同組合法制定の動きが見えていた。

コロナ禍で国の「持続化給付金」がもらえず法人格を持つ必要性を感じた。

メンバーの約半数が30～49歳。近未来に向けて当事者性を高めるために「生き方・暮らし方・働き方」を考えたい。

設立準備会の役割、準備会座長、設立趣意書、定款、事業計画、役員選出など

2022年6月から設立準備会（メンバーは理事）の開催
9月まで4回開催

2022年5月総会で法人格取得を決議

2.準備

Arrangements for the certified

2022年10月1日を目標にして、活動計画をつくる

2022年7月9日と2回にわたり、メンバー全員で意見交換会の実施

GOAL

誕生!! 2022年12月1日
労働者協同組合
ワーカーズ・コレクティブ
Lavori

3.法人格取得後の心構え

- 自らの組織を律しながら進める
- 民主的な運営を心掛ける（委任と執行の関係）
- 労働契約に見合った分配金確保に向けた事業拡大
- 働く環境の整備に注視（就業規則に掲げていること+予算反映）

運動（目的）と事業（手段）を忘れずに、組合員による意見反映と意思決定の場面を意識してつくる

W.Coキャリアの場合

企業組合から労働者協同組合へ

基本情報

- 設立1992年4月 ● メンバー数 202名
- 主な事業 生活クラブ生協配送委託

★企業組合やNPOからの労働者協同組合への変更は、法施行後3年以内です

2.準備

Arrangements for the certified

組織の合意形成する

- 各ブランチを回って新法人格に変更する思いを説明し、目指すことをメンバーと共有した。すでに法人格を持っていたので特に反対もなくスムーズに進めることができた。

- 法人格を持つ神奈川のW.Coからの移行で1番目を指す。

効力発生日に合わせて総会開催

書類作成に悩まされる（一番苦労した）

前例がないため、登記の書類をどのタイミングで作成したらよいか、記載する数字はどの時点のものなのか、何をどこに尋ねればよいかわからなかった。最終的に大半は厚労省に聞いて解決。登記と税制に関しては、法務局の相談窓口を利用したり税理士に相談したりと、あらゆるところに電話をかけまくって解決した。

GOAL

誕生!! 2023年1月1日
労働者協同組合
ワーカーズ・コレクティブ
キャリア

3.法人格取得後の心構え

- 委託配送W.Coとして、これからも地域の働き場を創出し、多様な人と共に働き、そして自分のライフスタイルに合った働き方ができる魅力のある労働者協同組合にしていく。

当初の目的は果たすことができた。今となっては、何が大変だったのか忘れるぐらい長く感じたが、登記が終了すると短かったとも感じている。

★ START ★

キャリア設立31年

1.きっかけ

- 新法人格移行への1番の理由は私たちがやってきたことが、新法の目的と重なっていたこと。

一般貨物自動車運送業（以下緑ナンバー）の許可を得る

- 31年前の設立趣意書で「来るべき協同組合地域社会の担い手」になるべく一般貨物自動車運送業（以下緑ナンバー）の許可を得て、地域での役割を果たしていくことを掲げていた。緑ナンバーを取得し、生活クラブのパートナーとして、協同組合地域社会づくりを推進し現在も生活クラブの消費材とともに情報を運び、活力ある地域づくりを今も実践している。

生活クラブの消費材を真ん中に物と情報を運ぶ

活力ある地域づくりを実践

生活クラブのパートナーとして、協同組合地域社会づくりを推進

労働者協同組合とは...

意義

地域社会の課題解決のためにはさまざまな法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は課題解決のための活動を行おうとする団体の選択肢を広げ、活動を一層促進するという意義があります。

基本原理

- ① 組合員が出資すること
- ② その事業を行うに当たり、組合員の意見が適切に反映されること
- ③ 組合員が組合の行う事業に従事すること

主な特色

- ☆ 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。
※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ☆ 準則主義 ※ 都道府県庁の指導監督あり。
- ☆ 3人以上の発起人が揃えば設立可能。
- ☆ 組合員は労働者として保護される。
- ☆ 出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権がある。